

# 「共家事・子育て」普及啓発業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

「共家事・子育て」普及啓発業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 3 業務の目的

女性の家事・子育て等の負担が大きいことが、女性の活躍が進まない要因の一つと考えられるため、女性に偏っている家事・子育て等の負担を軽減し、男性の育児休業の取得や、家事・子育てへの分担意識の醸成が必要である。本業務は、家族や地域で家事、子育てを分担することや、家事時間を短縮することで、「家族との時間」や「自分の時間」を増やすことを目的とする。

<共家事（ともかじ）・子育て（ともそだて）とは>

長崎県では、女性に偏りがちな家事や子育てについて、世代や性別を問わず主体的に関わり、協力して取り組むことを目指し、夫婦をはじめ家族や地域などで「家事や子育てをシェアすること」を「共家事・子育て」とする。

※ひとり親世帯や孫がいる方等のほか、時短家電やお惣菜を利用するといった家事時間を短縮する観点もあるため、子どもがいない世帯や単身世帯なども含む。

## 4 「共家事・子育てウィーク」の期間

令和8年11月9日（月）～令和8年11月23日（月）

## 5 ターゲット

家事や子育てに関わる全ての方

ただし、メインターゲットは子育て世帯や、生活をともにしている（し始めた）男女とする。

## 6 業務の内容

(1) 「共家事・子育て」のキャンペーンの実施

- ・夫婦や家族で「共家事・子育て」について話し合う機会の創出や、行動に移すためのキャンペーンを企画・実施すること。

例) 家事・育児チェックシートを活用し、アンケートに回答することで、抽選で5名に時短家電が当たる等

- ・キャンペーン実施期間は、1ヶ月以上とすること。
- ・夫婦や家族で話し合う機会の創出等を図るため、イベントを1回以上開催すること。

例) ・民間等が主催する県民参加型イベントへのPRブースの出展

- ・店舗等におけるPRイベントの開催
- ・目標KPIを設定の上、効果的な情報発信を実施すること。

## (2) 共家事・共育てウィーク開始式の実施

- i) 開催日時 令和8年11月9日(月)
- ii) 開催場所 県庁1階ロビー

- ・開催にあたっては、少なくとも看板、簡易的なステージを準備すること。  
(借用可能な備品については、参考資料1のとおり)
- ・県民やメディアが関心を持つような効果的な開始式の企画・内容を提案すること。
- ・必要に応じて進行や照明、音響設備等を準備すること。
- ・開始式の中で、賛同する民間企業等の取組を紹介する時間を設けること。

## (3) 共通事項

- ・そのほか、より県民に効果的でわかりやすい周知の手法がある場合は、提案に含めること。
- (1)(2)について、効果検証を行い、次年度以降の共家事・共育ての認知度向上及び共家事・共育ての促進につながる有効な提案を行うこと。

## 7 予算額

6,591,915円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

## 8 業務完了時に提出すべき書類

- (1) 提出物 業務完了報告書(別途契約書にて定める様式)
- (2) 提出期限 令和9年3月12日(金)
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出場所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1  
長崎県県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

## 9 委託費の支払いについて

委託費の支払いは、業務完了後、上記8に記載する業務完了報告書等の提出及び県の完了検査合格後とする。

## 10 権利の帰属

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)の全ては、長崎県に帰属するものとする。受託者は県及びその指定する者に対して、成果物の著作権者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (2) 成果物の作製にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一、問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

## 11 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (3) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、長崎県は責任を負わないものとする。
- (4) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- (5) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。
- (6) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- (7) 業務にあたっては随時、長崎県及び関係者と情報共有を図り、了解を得ながら進めること。
- (8) 受託者は、長崎県が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。
- (9) 受注者は、業務の実施上疑義が生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議のうえ決定することとする。
- (10) 当事業において収集及び取り扱う個人情報「長崎県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うこと。